

仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、
運用等の促進に関する条例

令和5年10月1日から、

**仙台市内に出力20kW以上の
太陽光発電施設を設置する場合は、**

市への許可申請 又は届出が必要です。

(建築物の屋根や屋上等に設置するものを除く)

※既に設置済の太陽光発電施設についても届出等が必要な場合があります



地球温暖化対策が世界的にも喫緊の課題となる中、本市においても、
太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの積極的な導入が求められています。
一方で、太陽光発電事業の導入拡大に伴い、全国的に土砂災害や景観への影響、
野生動植物の生息環境の悪化、適切な維持管理を巡っての問題等が生じています。
こうしたことから、自然環境及び市民の安全・安心な生活環境と調和した
地域と共生する太陽光発電事業の普及促進を図るため、この条例を制定しました。



仙台市

条例のポイント

- ① 仙台市内に出力20kW以上の太陽光発電施設を設置する場合は所定の手続が必要です。
- ② 一部の区域においては、太陽光発電施設の設置が規制されます。区域内に設置するには、工事着手前に市長の許可が必要です。
- ③ 太陽光発電事業について、これまで宮城県の「太陽光発電施設の設置等に関する条例」が適用されていましたが、仙台市内においては令和5年10月1日以降、本条例が適用されます。

条例の対象

仙台市内に設置する出力20kW以上の太陽光発電施設(建築物の屋根又は屋上等に設置するものを除く)

設置規制区域

下記の区域内に太陽光発電施設を設置する場合は、工事着手前に市長の**許可**が必要です。

また、下記の区域外に設置する場合は**届出**が必要です。

- ① 地すべり防止区域 (地すべり等防止法)
- ② 急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
- ③ 砂防指定地 (宮城県「砂防指定地等管理条例」)
- ④ 土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)
- ⑤ 狩猟鳥獣(イノシシを除く)の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域のうち市街化区域を除く区域 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)
- ⑥ 鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)
- ⑦ 特別保護地区 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)
- ⑧ 特別環境保全区域 (仙台市「広瀬川の清流を守る条例施行規則」)

対象となる太陽光発電事業者に共通する義務

- 事業計画についての地域住民等への事前説明
- 誓約書の提出
- 維持管理等計画の作成・公表
- 事業廃止時における廃止届の提出及びリユース・リサイクルに努めたうえでの適切な廃棄・処理

大規模な太陽光発電事業者(出力1,000kW以上)に関する義務

- 損害賠償責任保険、火災・地震保険への加入
- 太陽光発電施設の設置完了から3年間、各事業年度終了後に財務計算に関する諸表を提出すること

条例に違反した場合について

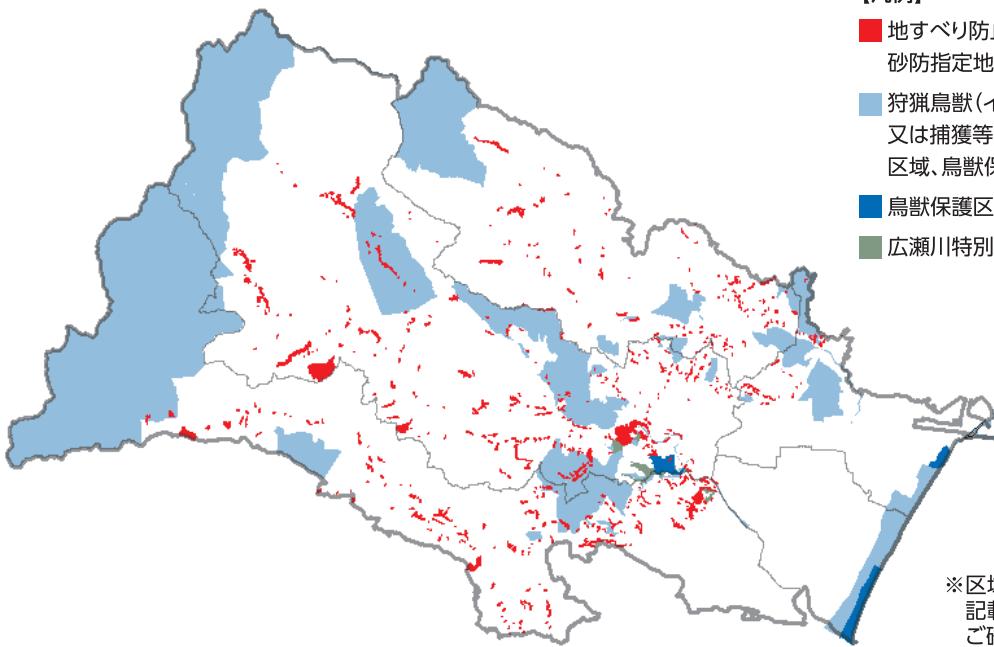
条例が遵守されない場合は、本市の指導・助言・勧告・命令等を経て、許可の取消や事業者名等の公表、5万円以下の過料の徴収等の罰則が適用される場合があります。このことにより、再エネ特措法による事業計画認定(FIT認定)が取り消しになる可能性もありますのでご留意ください。

既存施設(令和5年10月1日より前に設置・工事着手した施設)に必要な手続

設置規制区域内にある既存施設については、令和5年10月1日までに、事業概要届出書、誓約書、維持管理等計画等の提出が必要です。また、区域内にかかわらず、事業計画に変更があった際には、別途手続等が必要になる場合があります。詳細については、仙台市ホームページをご確認ください。



■ 設置規制区域(イメージ図)



【凡例】

- 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、土砂災害特別警戒区域
- 狩猟鳥獣(イノシシを除く)の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域のうち市街化区域を除く区域、鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 広瀬川特別環境保全区域

※区域の詳細については、仙台市ホームページに記載している各区域の担当部署や確認方法でご確認ください。

■ 仙台市と宮城県の条例の違い

内容	仙台市	宮城県
条例の対象となる出力	20kW以上	50kW以上
設置規制区域	<ul style="list-style-type: none">①地すべり防止区域②急傾斜地崩壊危険区域③砂防指定地④土砂災害特別警戒区域<u>⑤狩猟鳥獣(イノシシを除く)の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域のうち市街化区域を除く区域</u><u>⑥鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域</u><u>⑦鳥獣保護区特別保護地区</u><u>⑧広瀬川特別環境保全区域</u>	<ul style="list-style-type: none">①地すべり防止区域②急傾斜地崩壊危険区域③砂防指定地④土砂災害特別警戒区域

■ よくある質問と回答

Q. 自宅や会社の屋根に設置する場合も、許可や届出が必要ですか。

A. 条例の対象となるのは地上・ため池等に設置する施設ですので、屋根やカーポート等に設置する場合は手続不要です。

Q. 設置しようとしている区域が、設置規制区域かどうか調べたい。

A. 仙台市ホームページに、各区域の担当部署及び確認方法を記載していますので、ご確認ください。

Q. 既存施設で宮城県条例の規定により書類を提出済みの場合でも、仙台市にも提出しないといけないのですか。

A. 設置規制区域内の施設については、事業概要届出書等を仙台市に提出していただく必要があります。

詳しくは仙台市ホームページをご確認ください。



手続フロー(新規施設)

※主な手続を記載しています。これら以外にも届出等が必要になる場合がありますので、詳細については仙台市ホームページをご確認ください。

設置規制区域内の場合

設置規制区域外の場合

市への事前相談・地域住民等への説明・関係法令に基づく手続

設置許可申請書の提出
維持管理等計画の提出

(市の審査・許可後)
誓約書の提出

事業計画届出書の提出
誓約書の提出

(大規模事業者)損害賠償責任保険への加入・証明書の提出

工事着手届の提出

工事完了届の提出

(大規模事業者)各種保険への加入・証明書の提出

維持管理等計画の公表

運転開始

(大規模事業者)財務計算に関する諸表の提出(設置から3年間)

発電設備の保守点検・維持管理

承継届の提出

廃止届の提出

必ず行う手続

必要に応じて行う手続

条例に関するお問い合わせ・各種書類の提出先

仙台市環境局環境部環境企画課

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12 二日町第二仮庁舎(MSビル二日町)5階

TEL 022-214-8219(直通) FAX 022-214-0580

E-mail taiyoko-jorei@city.sendai.jp

仙台市ホームページはこちら▶

